

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

資料7

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
I-1-(2) 学校における男女平等教育の推進 学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践に努めます。					
1	発達段階に応じた学校教育における人権尊重、男女平等教育は重要で効果的である。併せてPTA等を通して親世代への啓蒙も必要である。	学校教育における人権尊重の教育は大変重要であると考えています。道徳や特別活動などを中心に各教科、領域において、様々な場面で指導しています。(小6社会科、中学校家庭科・公民等で、男女平等や男女共同参画社会基本法などについて教科書に記載されています。) また、各家庭に向けては、学校便りや道教委・市教委よりリーフレットなどを配布し、人権尊重の考え方を啓発しています。	今後においても、道徳教育の充実などを通して、発達段階に応じた人権尊重の態度、男女平等の考え方を育てていきます。また、各家庭にもさまざまな啓発を図っていきます。	【学校教育指導室】 各教科・道徳の時間	学校教育指導室
2	次代を担う若い世代への啓蒙が必要。不当なコントロール「力と支配」の関係はDVやいじめ、パワハラ、セクハラなどを生み出す。デートDV防止等の具体的な事例を通じて、人として対等な関係の男女平等を学ぶことは社会にとっても必要と考える。	「いじめは絶対に許さない」という考えのもと、いじめの撲滅は喫緊の課題であると認識しています。道徳教育や特別活動における思いやりの心の育成や自己の心に向き合う活動を通して、豊かな心の育成を図っています。また、DVを根絶することは重要であるため、デートDVパンフレットを学校等に配布するほか、デートDV予防講座を高校等で実施し、若年層に対して対等な男女関係を学ぶ機会を提供しています。	今後とも、学校においては児童生徒の声に耳を傾け、教育相談を実施したり、ソーシャルスキルトレーニングなどの積極的な活用を通して、いじめのない学校づくりに取り組んでいきます。教育委員会としても、いじめ防止ポスターや指導資料を用いるなど啓発を図っていきます。今後も継続して、デートDV予防講座を開催するなど若い世代への人権意識の向上に取り組んでいきます。	【学校教育指導室】 ・いじめ防止ポスター配布 全小中学校 ・いじめ防止啓発資料「あっとほおむ」市内全学級に配布(H23・H24) 【男女共同参画推進課】 ・デートDVパンフレット・リーフレット H22 計5,000部作成 ・デートDV予防講座 H22 1校・402人 H23 3校・658人 H24 2校・412人	学校教育指導室 男女共同参画推進課
3	学校の出席簿はなぜ男女別なのだろうか、男女混合が良いと思う。	男女混合名簿も使っていますが、発達段階に応じて、教育活動の中には男女別に指導することが効果的であるものがあります。出席簿はその目的に応じて編成されることもあり、性別による男女の特性を考慮したものです。	男女混合名簿も使いますが、男女別名簿も、性別による男女の特性を生かす観点から利用していきたいと考えます。		学校教育指導室
4	教職員自身の男女平等に関する研修の実態はどうなっているか。教職員の児童生徒に対する影響は多大であり、計画的な研修が必要であると考えます。	男女平等も含めて、自他の違いや特性を認め合い、いじめをなくす学級づくりに取り組めるよう、先進的な事例の紹介や子供のメンタルヘルスなどについて研修を進めています。各種研修講座の講師や内容については、男女平等の視点を大切にして事業を推進しています。また、1月には、デートDVに関する教員向けの研修講座を実施予定です。	今後とも、教職員の指導力、意識の向上、ニーズに合わせた研修を計画、実施していきます。	【学校教育指導室】 ・教育相談講座Ⅰ(H22～H24 7月実施) ・教育相談講座Ⅱ(H22～H24 1月実施(予定)) 【教育研究所】 H24冬期教員研修講座(1月開催)においてデートDVに関する研修会を開催予定	学校教育指導室 教育研究所
I-1-(3) 地域における男女平等教育の推進 性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発をすすめます。					
5	多様な生き方を持った人々が暮らしている地域において裏方の活動をしているのは女性が多く男女平等となっていない。継続して人権意識の啓発を行うことは男女共同参画の推進に大きな力になる。	地域において、男女平等意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、地域で活動する各種団体に対する意識啓発とともに、団体と組んで男女共同参画セミナーなどの開催、町内会への男女共同参画推進員による出前講座の実施などを通じて、地域における男女共同参画の推進に取り組んでいます。	今後も、地域で活動する団体への意識啓発を継続するとともに、団体と組んだセミナーなどの開催を通じて、地域における男女共同参画の推進に取り組んでいきたいと考えます。	【男女共同参画推進課】 ・男女共同参画セミナー H22 市町連と共催 250人 H23 青年会議所と共催 1,278人 H24 市老連と共催 167人 ・出前講座(男女共同参画推進員による) H23 鉄南連合地区町内会女性連絡会で開催 19人	男女共同参画推進課
I-2-(2) 調査研究の充実 男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など、男女共同参画社会形成のための実態把握と活用に努めます。					
6	男女共同参画推進の取り組みは、方法や施策等が日々進み、理解が大きく更新されることがあることから、調査研究の努力が必要であると考えます。特に男女共同参画推進員の方々の活動や勉強のための支援サポートが必要であると考えます。	国や北海道、諸外国などの男女共同参画による情報について把握に努め、とかちプラザの女性情報コーナー、男女共同参画情報誌などを通じて市民にも提供しています。また、男女共同参画推進員についても、各種情報の提供を行うとともに、派遣研修への補助、勉強会の開催への協力などを通じて支援を行っています。	今後も各種情報の把握に努めるとともに、男女共同参画推進員への支援も継続していきます。	【男女共同参画推進課】 ・とかちプラザ1階女性情報コーナー ・男女共同参画推進員活動(札幌市研修)H22 4人、H23 4人、H24 3人参加 ・男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部発行)	男女共同参画推進課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
I-2-(3) メディアにおける男女共同参画の推進 高度化が進む情報化社会の中、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいと、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮するとともに、多くの情報を市民が主体的に判断することができるよう支援します。					
7	メディアで採り上げられると耳から入ってきて理解しやすく意識せずに考え方などが浸透しやすいのではないかと。	男女共同参画に関する各種事業を行うときには、各報道機関(テレビ、ラジオ、新聞等)への報道依頼をはじめ、広報おびひろ、チラシ・ポスターの配布、インターネットなど各種メディアを通じて周知・啓発に努めているところです。また、ワーク・ライフ・バランス、セクハラ・パワハラ、DV防止などについて、十勝管内配布のフリーペーパーに広告掲載も行っています。	今後においても各種メディアを通じて男女共同参画に係る情報提供に努めていきます。	【男女共同参画推進課】 ・フリーペーパーへの広告掲載(年3回) (H23、H24予定)	男女共同参画推進課
I-3-(2) 母性の重要性の認識の浸透 母性は、次世代の生命を育む社会的に重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。					
8	祖父母、父母、子どもとの世代間交流の機会を自然体で持ち、その中で母性の重要性や社会ルール等を知ってもらえたらと考える。	子育ては社会全体で支え、育むという視点を持ち、地域力も活用し、支え合う子育て支援施策を実施しています。特に、地域子育て支援センターの広場に異世代が集える仕組みを各支援センターで進めています。	現在、地域の方々が、地域子育て支援センターや保育所、幼稚園等に応援ボランティアとして参加をしています。また、右記事業においても、異世代で取り組むなど充実に努めます。	【子育て支援課】 ・帯広市子育て応援ボランティア事業 (実施数)H22 94人(13団体) H23 96人(14団体) H24 95人(15団体) ・絵本との出会い事業 (参加数)H22 33人 H23 27人 H24 21人 ・親と子のふれあいコンサート (参加者)H22 708人(ボランティア)90人 H23 499人 76人 H24 未 (数値はH24.9月末現在)	子育て支援課
I-4-(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透 女性に対する暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く周知し、予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。					
9	DVやレイプ、セクハラ(パワハラ含む)などの女性に対する人権侵害について、市民への啓発と根絶に向けての努力が必要である。	DVについては、DV防止パンフレットの作成・配布やフリーペーパー(月刊誌)へのDV防止の啓発広告掲載、DV防止パネル展の開催、DV防止等の講座を行うなど市民啓発に努めています。また、DVを根絶することは重要であるため、デートDVパンフレットを学校等に配布するほか、デートDV予防講座を高校等で実施し、若年層に対して対等な男女関係を学ぶ機会を提供しています。セクハラ・パワハラについては、フリーペーパー(月刊誌)での防止啓発広告掲載、防止講座の開催を行っているほか、事業所に向けては事業所雇用実態調査時に啓発チラシを同封するなどして周知・啓発に努めています。	今後も女性に対する人権侵害については、様々な手段を用いて市民等への人権尊重の意識啓発を行っていきます。	【男女共同参画推進課】 ・デートDVパンフレット・リーフレット H22 計5,000部作成 ・デートDV予防講座 H22 1校・402人 H23 3校・658人 H24 2校・412人 ・DV相談ポスター(H23 1,000部)、DV防止リーフレット・パンフレット(H22 4,500部、H24 1,500部)作成 ・フリーペーパーにDV、セクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載(各1回)(H23、H24予定) ・DV防止啓発パネル展(H24)、DV防止等講座(H22 1回・28人、H23 1回・48人、H24 1回・22人) ・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時) ・社会参画支援講座(セクハラ・パワハラ防止講座)(H23 1回・32人)	男女共同参画推進課
10	女性だけではなく、暴力全般に対する取り組みとして考え「暴力根絶都市」を目指して進むことを期待する。	本市では平成元年8月に「暴力追放・防犯宣言」をし、市民生活の安全確保と暴力の排除を進めてきました。また、平成20年4月には「帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例」を施行し、犯罪のない安全なまちづくりに取り組んでいます。	市民一人ひとりが防犯意識を高め、お互いに連携・協力し、犯罪の置きにくい環境をつくることを基本理念として取り組めます。また、犯罪の被害者になりやすい児童や高齢者、障害者などを対象とした防犯の取組みを進めます。	【安心安全推進課】 ・防犯グッズ展の開催 ・不審者発生など注意喚起のための広報活動 【市民活動推進課】 ・町内会の防犯灯設置に対する支援	安心安全推進課 市民活動推進課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
11	DV、セクハラ(パワハラ含む)の実態調査は急務であり、被害者が健康を害したり、離職せざるを得ない状況を市として早急に把握する必要がある。レイプ被害者の精神的ケアも含めて女性に対する人権侵害の公的な援助体制を総合的に推進すべきである。	女性に対する人権侵害については、女性相談窓口を設けているほか、年4回女性のための人権なんでも相談所を帯広人権擁護委員協議会、法務局帯広支局と共催で開催するなど相談に応じています。被害者の保護・自立支援に向けては十勝総合振興局・警察署など関係機関と連携して対応しているところです。 DV等に関する実態調査は国で行っている調査結果を活用しています。	今後も、関係機関と連携して、女性に対する人権侵害に対応していきます。 また、平成25年度に予定している市民意識調査でDV・セクハラ等の実態把握に努めていきます。	【男女共同参画推進課】 ・女性相談 ・女性のための(人権)なんでも相談所(年4回開催)	男女共同参画推進課
II-1-(1) 審議会等への女性の参画の促進 市が設置する審議会等への女性の参画拡大をはかり、男女のより多様な意見を反映できる環境づくりや、学習機会の提供などを通じて人材育成をはかります。					
12	審議会への女性の参画数の目標達成ばかりでなく、広く人材を求めより多くの市民の参加を促すため、再検討の必要があると考える。	市が設置している審議会等への女性の参画拡大については、平成31年度での女性の参画率40%を目標に掲げ、各課に審議会等の委員の女性の登用について働きかけを行っています。女性の意見を反映させるために一定の目標を掲げて女性委員の登用に取り組んでいくことは効果的であると考えています。 また、一般公募枠を設けるなど幅広い人材の登用にも努めているところです。	今後については、引き続き、各課へ女性の登用を働きかけるとともに、地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、(仮称)女性人材バンクを開設し、審議会などへの情報提供を行っていく予定です。		男女共同参画推進課
II-1-(2) 方針決定過程における女性の参画の促進 女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかられるよう企業などへ働きかけます。					
13	全雇用者に占める女性の割合は進んでいるが、管理職及び政治分野においては極めて低く、女性が積極的に参加できる環境整備が必要と考える。	女性の登用や参加できる環境を整えることは重要であると考えます。 国のポジティブ・アクションの取り組みを男女共同参画週間パネル展で紹介するなど啓発に取り組むとともに、市民向けに社会参画支援講座を開催し、女性のスキルアップや社会参画の支援に努めています。	市内の事業所向けの啓発活動として、パンフレットの送付や、ホームページを活用した周知を行うとともに、引き続き、市民向けに社会参画支援講座等を開催し、女性のスキルアップや社会参画の支援に努めています。	【男女共同参画推進課】 ・社会参画支援講座 H22 2回・60人、H23 2回・69人、H24 1回・71人(H24.11月現在) ・男女共同参画週間パネル展(年1回)	工業労政課 男女共同参画推進課
II-1-(3) 農業経営活動への女性の参画支援 帯広市の農業に従事している女性は、農業経営をはじめ農産物の加工や販売などに積極的に参加してきているが、さらに地域や経営を担うなど、パートナーとしての役割を發揮できるよう支援体制の充実をはかります。					
14	農業は十勝の基幹産業である一方、経営や方針決定過程等において「男社会」が色濃く残っている世界である。そこで男女共同参画を進めることは社会全体のインパクトが大きい。また、他の業種に比べれば行政の影響力を及ぼしやすい面があるのではないかと。	地域農業や地域の活性化において女性の参画は、重要な役割を果たすものと考えています。 地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を定める本市の「人・農地プラン」の検討にあたっては、その検討会のメンバーに市内2JAの女性部長に参画していただいているほか、国の施策においても、6次産業化などにチャレンジする女性を優先的に支援する女性枠を設けるなどしています。 また、農村地区で女性の起業に取り組んだ方を講師に講座を開催するなど男女共同参画の啓発に取り組んでいます。	今後も、地域農業の活性や6次産業化に女性の能力を積極的に活用していきます。 また、引き続き、農村地区での男女共同参画の啓発に取り組んでいきます。	【農政課】 ・「人・農地プラン」検討会メンバーへの参画 H24検討会メンバー5名中2名女性 ・経営体育成支援事業 H24 1名採択(女性地区) 【男女共同参画推進課】 社会参画支援講座(H23 農村地区 1回・37人参加)	農政課 男女共同参画推進課
15	農産物直売所を開設すると市民等が新鮮な野菜を買いにくると思うが、農業女性が実施しようとしても、経費もかかるので周囲の男性等の賛同を得られないと実施できない。	農産物直売については、消費者と生産者が直接ふれあう機会であり、消費者に対して農業を理解してもらうためにも重要であると考えています。本市においては、各種団体が実施している朝市・夕市、軽トラ市などの直売の支援をしており、その出店者の中には女性も多数いる状況です。	今後も農畜産物の直売は、地産地消の推進を図る点からも重要であることから、消費者と生産者がふれあう機会の提供を行っていきます。	【農政課】 ・農畜産物直売所マップの作成(H24) ・おはよう朝市、軽トラ市、大平原交流センター、夕市	農政課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
II-2-(3) 地域リーダーの養成 地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、男女の性差に関わりなくリーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるために、男女共同参画を推進する団体・グループ等を支援し、地域リーダーの養成に努めます。					
16	地域社会においては、男女ともに社会づくりに関わって行く時リーダーが必要となるため、男女共同参画を踏まえた地域リーダーの養成が重要。	地域で活動する女性団体への活動支援とともに、男女共同参画について理解を深める講座等の開催や男女共同参画推進員の研修を実施し、地域リーダーの養成に取り組んでいます。	今後も女性団体への活動支援や男女ともに男女共同参画の理解を深めてもらうための講座の開催などにより、研修機会を設け、地域リーダーの養成に努めていきます。 また、町内会等には女性の参画促進に向けて出前講座を活用し、支援していきます。	【男女共同参画推進課】 ・女性団体等支援 ・男女共同参画講座 H22 2回・52人、H23 4回・139人、H24 2回・65人(H24.11月現在) ・国内派遣研修(H22・H23まで 各1人) ・男女共同参画推進員活動(札幌市研修H22・H23 各4人、H24 3人)	男女共同参画推進課
17	会議等の女性参加については実力のある方はすでに参加している。草の根運動を広めるためには意識を持った人を育てていく必要がある。				
II-2-(4) 国際交流・国際協力の促進 男女共同参画の国際的な取り組みを地域からすすめていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、外国人との積極的な交流を通して、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。					
18	我が国の男女共同参画は、国際社会との関係を勘案せずに推進することは困難であると考えとともに、帯広はJICA、北方圏センターを持つメリットを生かした独自性のある取り組みが可能であると考え	本市では、国際理解を深めるため、国際交流員による学校訪問をはじめ、森の交流館・十勝を拠点に各種イベント、講座を開催しています。JICA研修員や畜産大学留学生ともこうしたイベント等を通して交流が図られており、広い視野と国際感覚豊かな人材育成に大きな役割を果たしているものと考えています。 また、国際社会での男女共同参画に関する動向などについては、国等の各種資料なども利用し情報収集に努めるとともに、国際交流員が男女共同参画をテーマに自国紹介を行うなど、海外の情報提供にも努めています。	JICA研修員など在住外国人との交流の機会の提供や国際姉妹都市・友好都市との交流事業を推進し、引き続き異なる文化や価値観への理解を促進するとともに、フードバレーとかちの特性を活かし、農業分野におけるJICA研修コースへの協力をさらに進めていきます。 また、今後も引き続き、様々な媒体を活用するなど国際社会の男女共同参画に関する情報収集に努めていきます。	【親善交流課】 ・国際交流員による学校訪問(H22→102時間、H23→80時間、H24→72時間予定) ・国際姉妹都市・友好都市との高校生相互派遣事業(H22→15人、H23→4人、H24→13人) ・世界のともだち、インターナショナルトーク等のイベント、講座(H22、H23、H24) ・JICA青年研修事業(H22→2コース、H23→2コース、H24→2コース予定) ・JICA草の根技術協力事業「住民の健康向上のための女性リーダー育成プロジェクト」(H22、H23) 【男女共同参画推進課】 ・男女共同参画に関する書籍購入	親善交流課 男女共同参画推進課
II-2-(5) 防災分野における男女共同参画の推進 災害時には、女性、高齢者等の被災が多いため、男女のニーズの違いを把握する必要があり、被災・復興状況における女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備をはかります。					
19	男女のニーズの違いがあるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画や避難所の運営方法を策定する必要がある。また、災害時の迅速な情報伝達の方法を確立するため、日常的な訓練が必要と考える。	帯広市地域防災計画と平成24年3月に作成した「避難所運営マニュアル」では「男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分注意するものとする」と記載しているほか、毎年2月に実施している冬季防災訓練では避難所での女性のプライバシー確保対策を取り入れ、女性参加者から意見聴取をしています。	冬季防災訓練等において継続して女性参加者からの意見聴取を行い、対策を検討していきます。	【総務課】 ・防災訓練の実施	総務課
20	防災会議については法定のため、女性の参画が難しいと思うが、市民会議のようなものを設置して、女性の幅広い意見を取り入れることが防災には必要と考える。	災害発生後の被害を最小限に抑える「減災」の取り組み推進に向け、市民から防災に対する住民の意識啓発や推進方法などについて様々な意見をいただき、防災計画や施策の見直しに反映するため「帯広市市民防災・減災懇話会」を今年度設置し6回にわたり協議を行っています。 当懇話会は、住民の自助・共助の活動や災害時要援護者避難支援対策に関わる住民団体や社会福祉法人等の団体に属する17名の委員で構成しているが、特に女性の視点からの意見も重要なことから、うち5名を座長も含め女性委員としています。	継続して帯広市市民防災・減災懇話会を開催し、施策の見直しに反映させていきます。	【総務課】 ・帯広市市民防災・減災懇話会の開催(H24～)	総務課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
<p>Ⅲ-1-(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 仕事と家庭生活の両立についての意識啓発をすすめるため、働き方や固定的な性別役割分担の意識を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。</p>					
21	<p>かつて市が実施した事業所調査では、多くの事業所で男女共同参画の推進に賛成しているが、具体的な対応等はとられていないことが明らかとなった。ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画のあらゆる領域に関わる課題であり、逆に重点施策にしにくいかもしれないが、ワーク・ライフ・バランスを取り上げることによって、他の各分野の推進がはかれることを期待したいと考える。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透は男女がともに働きやすい環境づくりを進めるためにも、地域の雇用確保のためにも重要であると考えます。</p> <p>本市では、子育てを支援する事業所を「子育て応援事業所」として登録しており、子育てガイドブックや子育てメール通信、市のホームページなどを利用し、応援事業所の公表・周知を行っています。</p> <p>また、子育て応援促進奨励金の支給や、事業所雇用実態調査時の啓発資料等の配布、フリーペーパーによる広告の掲載、情報誌の発行、セミナーなどの講演会を行っています。事業所雇用実態調査では育児・介護休業の設問もあり、それらの調査結果をホームページで公表するなどの啓発活動も行っています。こうした取組みを通して、事業所の育児・介護休業制度の導入促進も含めたワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めています。</p>	<p>子育て応援事業所の更なる加入拡大に向けた啓発を行っていき、登録申請時において従業員向け子育て支援サービスについて働きかけていきます。</p> <p>また、今後も継続して、子育て応援事業所促進奨励金の支給やワーク・ライフ・バランスに関する各種啓発活動を行っていきます。</p> <p>今年度に関し、男女共同参画に関する事業所意識調査を実施し、調査結果から育児・介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進めていきます。</p>	<p>【男女共同参画推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー(H23 1回・1,278人、H24 1回・167人) ・男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部) ・ワーク・ライフ・バランスに係る啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時) ・フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)(H23、H24予定) ・事業所意識調査(H24予定) <p>【子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援事業所登録制度登録事業所数 H22 130件 H23 162件 H24 177件 (数値はH24.10月末現在) <p>【工業労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援事業所促進奨励金(交付実績 H22 44人、H23 46人) ・事業所雇用実態調査 	<p>男女共同参画推進課 子育て支援課 工業労政課</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 育児支援体制の充実 保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実をはかります。また、ひとり親家庭への支援とともに、子育てしやすい環境を整備するために事業主や地域に働きかけます。</p>					
22	<p>小・中・高校生を持つ保護者に対して参観日やPTAの会合や学校との懇談等への参加ができる育児時間の確保など、企業が育児支援を行えるよう、市として指導とともに独自の優遇策を市役所全体で検討する必要がある。</p>	<p>子育てを支援する事業所を「子育て応援事業所」として登録しており、子育てガイドブックや子育てメール通信、市のホームページなどを利用し、応援事業所の公表・周知を行っています。</p> <p>また、「子育て応援事業所」の登録事業所数を増やすため、事業所雇用実態調査時にパンフレットを送付し、登録促進につとめています。</p>	<p>子育て応援事業所の更なる加入拡大に向けた啓発を行っていき、登録申請時において従業員向け子育て支援サービスについて働きかけるとともに、周知活動を継続していきます。</p>	<p>【子育て支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援事業所登録制度登録事業所数 H22 130件 H23 162件 H24 177件 (数値はH24.10月末現在) <p>【工業労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所雇用実態調査時のパンフレット送付 (H22 1,586社、H23 1,538社へ送付) 	<p>子育て支援課 工業労政課</p>
23	<p>学童保育については学年延長(義務教育終了までの意見もあり)など充実が必要である。また、17時以降の児童生徒の保育環境について、学童保育所と共に様々なボランティア活動を積極的に支援する必要がある。市は、そのための人材の養成と組織化、活動に対する積極的な財政援助を行う必要がある。</p>	<p>児童保育センターの利用学年については、児童福祉法が改正されたこともあり、今後の検討課題です。</p> <p>保育時間については、19時まで延長保育を行っているほか、地域の町内会などとも連携した事業を実施しています。</p>	<p>4年生以降の保育について、方法を含めて検討を進めます。</p>	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童保育センター開所日数(H22 294日、H23 295日、H24 294日) ・児童保育センター分室開所(H22 1か所、H23 1か所、H24 4か所) ・児童保育センター増築(H23 1か所) ・豊成児童保育センター移転改築(H24開所 定員90名増) ・栄児童保育センター移転改築(H25.1月開所予定 定員50名増) 	<p>こども課</p>
24	<p>子どもの病気時に預かってくれる施設が少なく、民間で病時保育を行っているところは経営も苦しいと聞いている。女性が責任ある仕事を行うためにも、安心して子どもを預けることができる病児保育の施設の開設や補助などの支援の充実が必要である。</p>	<p>現在、病後児保育を実施しています。</p> <p>病児保育については、現在未実施ですが、実施に向けて検討しています。</p>	<p>病児保育の実施に向け、医療機関との連携を含めて、検討しています。</p>	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育(実施施設数 2か所) 	<p>こども課</p>

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
25	保育所の充実は次第に向上しているが、保護者の就業実態と乖離している面もある。サービス業における日曜出勤は常態化しており雇用状況に合わせた保育所の運営が必要である。	日曜日や祝日の保育需要に対しては、休日保育で対応しています。	今後も継続して保護者の利用ニーズの把握に努めるとともに、日曜日や祝日の保育需要に対しては、休日保育で対応していきます。	【こども課】 ・休日保育(実施施設数 1か所)	こども課
26	女性の社会進出に比例して育児支援サポートの問題が出てくる。会社によっては福利厚生の一つとして育児補助券(保育利用割引券)などが出るところもあるが、まだまだ少ないように思う。財政面で問題もあると思うが、補助券交付などのサービスがあると利用しやすいと思われるし、子どもを他に預けるということに罪悪感をもたれている親もいるので意識改善にもつながるようにも思われる。	企業への育児補助券の交付等はありませんが、本市の保育料は国の基準よりも低く設定しており、かつ、保育所(または児童保育センター)入所中に収入が減少した場合等には、保護者の申請により保育料階層変更及び減免制度を実施し、保護者の収入に応じた保育料に設定することで保護者の利用負担の軽減に努めています。	左記のような考えで、今後も保護者の利用負担の軽減に努めていきます。		こども課
III-1-(3) 家庭生活への男女共同参画の促進 男女がともに仕事と家庭生活を分かち合うことができるよう、その基礎的条件である労働時間短縮の啓発を行うとともに、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境の整備をはかりま					
27	男性が家事や育児に協力しないのが現状と思う。ともに仕事と家庭生活を分かち合うためには男性も家事・育児に参画することが必要と考える。	家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、各種講座等による啓発を行っています。 日曜日親子の広場に参加する機会を通し、父親の育児に関わる機会と学習する場を提供するとともに、男性も食事と健康について関心を持ち、自ら調理できることも必要なことから、食生活改善推進員(ボランティア)と協働で、男性も含めたバランス食の料理教室を開催しています。 また、企業については、従業員の子育てへの理解と体制の充実が必要と考え、地域全体が子育てにやさしいまちづくりを進めることで、男性が育児に参画しやすい地域としていくため、帯広市子育て応援事業所登録の推進を進めています。	各種事業を通して、意識啓発を行うとともに、今後も継続して、父親(男性)参加事業の充実に取り組みます。 地域子育て支援センターや保育所の持つ、育児力を広く体験し実感してもらうために、日曜日親子の広場では育児講座、保育所で一日保育体験事業を行い、実際の育児に繋げてもらいます。	【子育て支援課】 ・子育て応援事業所登録制度 ・日曜日親子の広場の実施(地域子育て支援センター) (参加数)H22 352組 H23 483組 H24 未 ・父親とこどもの食育講座の実施 (参加数)H22 11組 H23 14組 H24 9組 【こども課】 ・日曜日親子の広場の実施(保育所) ※サンデーファミリー事業(H22・H23サンデーパパ事業) (参加数) H22 24回、350組、984人 H23 24回、336組、871人 H24 7回、130組、356人 ・1日保育体験事業(H24 23回・23人) (上記数値はH24.10月末現在) 【健康推進課】 ・「彼と彼女のバランスご飯」(食生活改善推進員と協働)(H23 3回・65人、H24 2回・46人) ・「男の料理教室」(食生活改善推進員対応) (H22 1回・25人、H23 3回・52人、H24 1回・19人) 【男女共同参画推進課】 ・男女共同参画セミナー(男性の家事・育児関係)(H23 1回・1,278人、H24 1回・167人)	子育て支援課 こども課 健康推進課 男女共同参画推進課
III-2-(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保 関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実し、雇用条件・環境に関する周知・啓発に努めます。					
28	就労時の条件と就労してからの待遇に男女平等ではないことが多いように思う。再就職も含め、待遇の平等は大切だと思う。また、子どもを預ける保育所、家族の介護などで就労の条件が変化することなども多くなるのではないかと考える。	多様な労働問題を解決するために、本市では労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供しています。	今後も継続して労働相談窓口を活用してもらい、労働問題の解決に繋げていきます。そのために相談窓口の周知に努めていきます。	【工業労政課】 ・市民労働相談の日の窓口開設(H24毎週火曜日午後1時～午後3時(H22・H23第2・第4火曜日))	工業労政課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
Ⅲ-3-(2) 雇用機会の情報収集・提供 就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報収集・提供に努めます。					
29	目標の男女がともに働きやすい環境づくりは労働者側からも課題の一つであり、再就業のための情報や相談は必要である。	再就職の促進を図ることは重要であるため、本市においても合同企業説明会の実施や職業訓練機会の情報提供に努めています。	今後も継続して、再就職支援や職業訓練機会の情報提供を行います。	【工業労政課】 ・再就職支援事業(合同企業説明会の実施) (H22 29社・113人、H23 42社・162人、H24 35社・95人) ・職業能力開発協会への支援 ・帯広公共職業安定所や労働基準監督署の情報を広報を通して通知	工業労政課
30	男女雇用機会均等法により、女性の強みを活かせる職種においても女性のみの募集ができなくなり、情報の提供が困難になっている。	男女雇用機会均等法により、事業主は募集・採用において男女均等の取り扱いをしなければならないと考えます。ただし、女性労働者が男性労働者と比較して4割を下回っている職種については、女性のみを募集することができます。(男性と同等の労働条件とすることや、募集のときにポジティブ・アクション等と明示する必要があります。)			工業労政課
Ⅲ-3-(3) 女性の再チャレンジ支援 結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。					
31	多くの女性が出産後に子どもを預けることができず、就労をあきらめているように思える。また、これからは介護にかかわることも多くなると思うので、行政の協力を期待したい。	保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病後児など多様な保育サービスの充実に努めています。 また、事業所雇用実態調査時の育児・介護休業制度等の啓発資料の配布、フリーペーパーによる広告の掲載、介護に関する男女共同参画講座の開催を行っています。事業所雇用実態調査では介護休業の設問もあり、それらの調査結果をホームページで公表するなどの啓発活動も行っていきます。こうした取組みを通して、事業所の介護休業制度の導入促進も含めたワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めています。	今後も継続して、保護者の働き方の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。保育所入所希望に対応した低年齢児の受入枠の確保に努めます。 また、事業所に対する介護休業制度導入等に関する各種啓発活動を行っていきます。 今年度に男女共同参画に関する事業所意識調査を実施し、調査結果から介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進めていきます。	【こども課】 ・乳児保育(実施施設数 23か所) ・延長保育(実施施設数H22 20か所、H23 23か所、H24 26か所) ・夜間保育(実施施設数 1か所) ・病後児保育(実施施設数 2か所) ・休日保育(実施施設数 1か所) ・一時保育(実施施設数H22・H23 2か所、H24 3か所) 【男女共同参画推進課】 ・男女共同参画講座(介護)(H23 1回・40人) ・育児・介護休業制度等の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時) ・フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス(介護休業制度含む)啓発広告掲載(年1回)(H23、H24予定) ・事業所意識調査(H24予定) 【工業労政課】 ・事業所雇用実態調査	こども課 男女共同参画推進課 工業労政課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
32	女性は結婚や出産で仕事をやめる事が多く、再就労に当たりその間のブランクは大きいので就労に当たり支援が必要。	再就職の促進を図ることは重要であるため、帯広市においても合同企業説明会の実施や職業訓練機会の情報提供に努めています。 また、ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭就業・自立支援センターを設置し、就業に関する相談、情報提供などの就業支援サービスの提供を進めています。 さらに、男女共同参画情報誌による女性の再就職に関する情報提供や、女性の起業や再就職、スキルアップに関する社会参画支援講座を行うなど、女性の再就職支援に取り組んでいます。	今後も継続して、再就職支援や職業訓練機会の情報提供を行います。	【工業労政課】 ・再就職支援事業(合同企業説明会の実施) (H22 29社・113人、H23 42社・162人、H24 35社・95人) ・職業能力開発協会への支援 ・帯広公共職業安定所や労働基準監督署の情報を広報を通して通知している。 【こども課】 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 (H22 4人、H23 2人、H24 2人) ・母子家庭高等職業訓練費の支給 (H22 10人、H23 12人、H24 9人) ・母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談(相談件数H22 525件、H23 955件、H24 474人) (上記数値はH24.10月末現在) ・保育所等における日刊ハローワーク求人情報の提供 【男女共同参画推進課】 ・男女共同参画情報誌の発行(女性の再就職特集) H24.10 3,000部発行 ・社会参画支援講座 H22 2回・60人、H23 2回・69人、H24 1回・71人(H24.11月現在)	工業労政課 こども課 男女共同参画推進課
IV-1-(1) 保健相談や指導体制の充実 安全な妊娠、出産の確保や、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態にあわせた支援体制の整備をはかります。					
33	核家族化や地域の希薄化などで近所に相談する人も少なくなり、ストレスをためている人が多い。母親が出産や子育て中に悩んだりしたときに、人間性豊かで経験豊富な専門員の訪問は必要である。ネット等による情報の広がりがあったとしても、実際に会って相談出来ることは安定した心持ちになると思う。また、健康教育、相談体制の充実に求めるとともに、若いお母さんが子育てや色々な悩みを相談できる気軽に足が向いていく環境づくりをしてほしい。	直接会い、個別の相談対応をする事はとても重要なことであると考えます。 まず、子育ての窓口となる母子手帳の交付は保健師が個別に面談し、状況を把握しながら渡すとともに、必要時はその後の家庭訪問などによる支援に繋げています。 母性相談室は妊婦の他にも、様々な子育ての悩みや不安についての相談を保健師や栄養士が応じられるようにしており、出産後、乳幼児健診などの後、支援が必要な方についてはそれぞれ個別に保健師が家庭訪問など個別に対応しています。電話での相談も受けています。 健康教育としては、定期的実施しているものとして第1子目妊娠中に夫婦を対象として実施しているほんわかファミリー教室、第1子目の3ヶ月児を持つ母を対象としたすくすく教室を実施。各子育て支援センターにも年1回出向き、ミニ講座を実施。また、サークルや学校など希望に応じて保健師や栄養士が出向いて健康教育を実施しています。	今後も継続して、相談室や家庭訪問を通じて個別の相談に応じて行くとともに、現在の体制についてPRしていきたいと考えます。また、要望や希望に応じて健康教育に出向いていきます。	【子育て支援課】 ・母子手帳の交付 (交付数。再交付を含まない) H22 1518件 H23 1482件 H24 753件 ・母性相談室開室 (相談件数) H22 1905件 H23 1915件 H24 1015件 ・新生児訪問 (訪問件数) H22 425件 H23 390件 H24 176件 ・乳幼児健診とその事後支援 ・ほんわかファミリー教室 (参加数) H22 206組 H23 236組 H24 114組 ・すくすく教室 (参加数) H22 287組 H23 285組 H24 133組 ・その他健康教育 (全ての数値はH24.9月末現在)	子育て支援課

帯広市男女共同参画推進市民会議からの意見対応等

番号	市民会議委員からの重点施策選考に係る意見の概要	意見に対する帯広市の考え方及び取組状況	今後の取組方向	主な事業(H22～H24年度)	担当課
IV-1-(2) 保健・健康診査の充実 女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。					
34	妊婦や乳幼児健診は重要な事業であるが、乳幼児健診の時間帯は、子どもの昼寝や上の子の送迎時間と重なるので、午前中の検診が望ましい。	小さなお子様のためには、午前中に健診が実施出来ることが望ましいと考えます。しかしながら、健診の診察を担当して下さっている医師達は全て、それぞれの医療機関での業務の合間をぬって昼休みの時間を乳幼児健診にきて下さっているという現状であるため、健診時間の変更は困難です。	現状の時間帯で乳幼児健診を実施していくこととなります。	【子育て支援課】 乳幼児健診(集団) ・4か月児健診 (受診者数)H22 1348人 H23 1392人 H24 728人 ・1歳6か月児健診 (受診者数)H22 1360人 H23 1355人 H24 709人 ・3歳児健診 (受診者数)H22 1329人 H23 1321人 H24 680人 (全ての数値はH24.9月末現在)	子育て支援課
IV-3-(1) 介護の支援体制の充実 高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、福祉施策を充実するとともに、介護負担が女性だけに集中することなく社会全体で支えあえるよう、体制の充実をはかります。					
35	高齢者が増加している中、介護が受けられない方も多くいると聞いている。早く介護が受けられるか、施設に入所できるようにしてほしい。	必要な介護サービスが受けられるように身近な相談窓口である地域包括支援センターを設置しています。また、必要な施設サービスを必要量の確保と質の向上に考慮し計画的に整備を進めます。	必要な施設サービスの基盤整備については、地域密着型の小規模施設整備を重視し拡充を進めます。また、地域包括支援センターの充実を進めます。	【高齢者福祉課】 ●地域包括支援センター 4か所設置 ●直近の地域密着型介護老人福祉施設の整備実績 ・H22 2か所(小規模多機能型居宅介護併設) ・H23 2か所(1か所は小規模多機能併設) ●今後の地域密着型施設整備予定 ・H25 地域密着型介護老人福祉施設 2か所 小規模多機能型居宅介護 2か所 認知症グループホーム 2ユニット ・H26 地域密着型介護老人福祉施設 2か所 小規模多機能型居宅介護 2か所 認知症グループホーム 4ユニット	高齢者福祉課
36	老人クラブは独居老人宅などを訪問し、声かけを行い安否の確認を行うとともに、話し相手になる友愛活動を行っている。 町内会活動や老人クラブ活動の中で介護支援体制を充実させていくことが重要である。そして、民生委員、ボランティア団体等の横のつながりにも協力・参加が必要である。	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくためには、地域の見守り体制を整備していく必要があります。	地域の見守り体制の整備に向けて様々な事業者や団体等との連携を促進します。	【高齢者福祉課】 H24.11「帯広市きづきネットワーク」を設立 <概要> 既存の見守り体制に加え、水道・電気・ガスといったライフライン関連事業者や郵便・新聞・生協等の宅配関連事業者の連携協力を得、高齢者や障害者等に何らかの異変があった場合、相談先の情報が掲載されたチラシを配布し情報提供を行っていただくとともに、緊急時においては市へ通報いただいで状況確認や支援につなげていくことを実施していくもの	高齢者福祉課

※「主な事業(H22～H24年度)」欄は、意見に関連している平成22年度から平成24年度までの主な事業を記載しており、実績等のH〇〇の表記は平成〇〇年度を表しています。